

海外市場調査報告書作成等に関する業務委託契約書

●●（以下「甲」という。）と信金中央金庫（以下「乙」という。）は、甲による「第○次ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 グローバル枠（海外市場開拓（輸出）に関する事業）」（以下「本補助金」という。）の申請（以下「本事業」という。）にかかる海外市場調査について、以下のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（業務の委託）

- 1 甲は乙に対して、以下に掲げる業務（以下「本件委託業務」という。）の全部または一部を委託し、乙はこれを受託する。なお、乙が本件委託業務を受託する国および地域は、乙が指定する場所に限られるものとし、本件委託業務は、全て本事業の実施を目的とするものに限られるものとする。
 - (1) 甲の指示にもとづき、本事業に供する海外市場調査報告書を作成すること
 - (2) 上記に掲げる業務に付随又は関連する業務を行うこと
- 2 本件委託業務の実施方法については、乙の裁量による。
- 3 本件委託業務に含まれない業務の委託については、甲および乙との協議の上、別途契約書を締結する。
こちらは信用金庫とそのお取引先向けとさせていただきます。

第2条（**ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。**）

本件委託業務の委託期間は、本件契約の締結から、本補助金の申請締切日までとする。

[続きを読む](#)

第3条（本件委託業務の再委託）

甲は、乙による本件委託業務の第三者に対する再委託につき、以下に掲げる事項をあらかじめ承諾する。

- 1 現在および将来において、乙の関連会社もしくは甲および乙の間で合意した事業者に対して本件委託業務を再委託すること
- 2 現在および将来において本件委託業務の遂行により乙が取得した本件委託業務に関する情報等に基づき、乙が本条前項に該当する第三者に当該情報を開示すること

第4条（提出物）

- 5 提出後3営業日以内に甲から申出がない場合、甲による検収が完了したとみなす。
- 6 検収完了もしくは委託期間終了の後、乙は、本件委託業務の実施について契約不適合責任を負わない。